

(2) 併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合の方式・比率

平成 29 年 10 月 1 日をもって、平成 29 年 9 月 30 日（実質上 9 月 29 日）の最終株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合で併合いたします。

③ 併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成 29 年 3 月 31 日現在）	55,622,921 株
併合により減少する株式数	50,060,629 株
併合後の発行済株式総数	5,562,292 株

(注) 上記の「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式併合割合に基づき算出した理論値です。

④ 株式併合の影響

本株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株当たりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。また、1,000 株から 100 株への単元株式数の変更と本株式併合を同時に行いますので、当社株式の売買における投資単価（金額）は従前と変わりません。

(3) 併合により減少する株主数

平成 29 年 3 月 31 日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主	9,966 名（100.00%）	55,622,921 株（100.00%）
10 株未満	236 名（ 2.37%）	542 株（ 0.00%）
10 株以上	9,730 名（ 97.63%）	55,622,379 株（100.00%）

(注) 上記の株主構成を前提として本株式併合を行った場合、10 株未満をご所有の株主様 236 名（所有株式数 542 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、本株式併合の効力発生の前に、「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または証券会社に口座をお持ちでない株主様は後記の当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1 株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1 株未満の端数が生じた場合は、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 効力発生日における発行可能株式総数

本株式併合による発行済株式総数の減少に伴い、株式併合同じ割合（10 分の 1）で発行可能株式総数を減少いたします。

変更前の発行可能株式総数	209,159,000 株
変更後の発行可能株式総数（平成 29 年 10 月 1 日）	20,915,900 株

なお、会社法第 182 条第 2 項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日である平成 29 年 10 月 1 日に、定款第 6 条に規定する発行可能株式総数が、現行の 209,159,000 株から 20,915,900 株に変更されたものとみなされます。

(6) 併合の条件

平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 71 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 日程

平成 29 年 5 月 26 日	取締役会決議日
平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会決議日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数変更、株式併合、発行可能株式総数変更の効力発生日
平成 29 年 12 月上旬 (予定)	端数処分代金のお支払い開始

※上記のとおり、単元株式数の変更および本株式併合に係る効力発生日は平成 29 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、東京証券取引所における売買単位が 1,000 株から 100 株に変更される日は平成 29 年 9 月 27 日となります。

4. その他

本日別途、「定款の一部変更に関するお知らせ」および「株式併合に伴う配当予想の修正に関するお知らせ」を開示しております。

以上

(添付資料)

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

【ご参考】単元株式数の変更および株式併合に関するQ&A

Q 1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

- A. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となっている株式数を変更するものです。
今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

Q 2. 株式併合とはどのようなことですか。

- A. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。
今回当社では、10 株を 1 株に併合いたします。

Q 3. 単元株式数の変更と株式併合の目的を教えてください。

- A. 全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を 100 株に統一することを目指しています。
当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5 万円以上 50 万円未満）を維持し、また、各株主様の議決権数に変更が生じることがないように、株式併合（10 株を 1 株に併合）を行うものです。

Q 4. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

- A. 株式併合を実施しても、その前後で会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様にご所有の当社株式の資産価値が変動することはありません。
株式併合後においては、株主様にご所有の当社株式数は株式併合前の 10 分の 1 となりますが、逆に 1 株当たりの純資産額は 10 倍となるからです。
また、株式併合後の株価につきましても、理論上は併合前の 10 倍となります。

【株式併合前後での株式数・資産価値のイメージ（株式市場の動向等の他の要因を除く）】

※ 株式併合前の 1 株当たりの純資産額を、例えば 250 円とした場合は、次のとおりとなります。

株式併合前			⇒	株式併合後		
株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値		株式数	1 株当たり 純資産額	資産価値
1,000 株	250 円	250,000 円		100 株	2,500 円	250,000 円

Q 5. 受け取る配当金はどうなるのでしょうか。

- A. 株主様が所有する当社株式は、株式併合により 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生日後に、併合割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただき予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由として株主様の受取配当金額が変動することはありません。
- ただし、株式併合により生じた端数株式（1 株に満たない株式）につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

Q 6. 株主の所有株式や議決権はどのようになるのでしょうか。

- A. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日現在の最終の株主名簿に記載された株式数に 10 分の 1 を乗じた株式数（1 株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は、併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。
- 具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日前後で、株主様のご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

効力発生前			効力発生後			
	所有株式数	議決権数		議決権数	端数株式相当分	
例 1	3,000 株	3 個	⇒	300 株	なし	
例 2	1,732 株	1 個		173 株	1 個	0.2 株
例 3	557 株	なし		55 株	なし	0.7 株
例 4	3 株	なし		なし	なし	0.3 株

- ・ 例 2 および例 3 では単元未満株式（効力発生後において、例 2 は 73 株、例 3 は 55 株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買取制度をご利用できます。
- ・ 例 2、例 3 および例 4 において発生する端数株式相当分（例 2 は 0.2 株、例 3 は 0.7 株、例 4 は 0.3 株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・ 例 4 においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主様としての地位は失われます。何とぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

- A. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることが可能です。
- 具体的な手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない場合は、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 8. 株式併合後も単元未満株式が生じます。買取りをしてもらえますか。

- A. 株式併合後においても、単元未満株式の買取制度をご利用いただけます。
具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない場合は、後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

Q 9. 株主は何か手続きをしなければならないのですか。

- A. 特に必要なお手続きはございません。

Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

- A. 単元株式の変更および株式併合の効力が発生した後（平成 29 年 10 月 1 日以降）の株主優待制度の内容につきましては、後日改めてお知らせいたします。
なお、平成 29 年 9 月 30 日を基準日とする株主優待制度（平成 29 年 12 月上旬発送分）につきましては、現行の優待内容と変更はありません。

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更および株式併合に関してのお問い合わせ、ならびに単元未満株式の買取制度その他株式に関する各種お問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座をお持ちでない場合は、下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 0120-094-777（通話料無料）

以上